

第25期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

●事業報告

Sustainability(サステナビリティ)

「1. 企業集団の現況に関する事項」における次の事項

当事業年度の事業の状況(事業の経過及び成果)、直前3事業年度の財産及び損益の状況、対処すべき課題、主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項

「2. 会社の状況」における次の事項

株式の状況、新株予約権等の状況、
会社役員の状況(社外役員に関する事項)、会計監査人の状況

「3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

「4. 会社の支配に関する基本方針」

●連結計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、
連結注記表

●計算書類

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

●監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る会計監査報告、
監査役会の監査報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

株式会社アドウェイズ

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して
交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

Sustainability(サステナビリティ)

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献することを目指し、サステナビリティ活動に取り組んでおります。

アドウェイズグループ人権方針

アドウェイズグループは、全世界に「なにこれ すげー こんなのはじめて」を届け、すべての人の可能性をひろげる「人儲け」を実現することを企業の存在意義としております。そのため、あらゆる事業活動の土台として人権を尊重することが重要であると考え、その責務を果たしていく方針として「アドウェイズグループ人権方針」を掲げております。

サステナビリティ委員会

アドウェイズグループ人権方針の遵守、実施状況の監督のほか、当社グループのサステナビリティに関する取り組みの推進、管理並びに取締役会の意思決定の支援等を目的に「サステナビリティ委員会」を設置しております。

サステナビリティ方針

インターネット環境の健全化を推進し、有意義な情報や本質的な価値を提供することで、多様な人々が活躍できる社会を実現する。

サステナビリティにおけるマテリアリティ(重要課題)

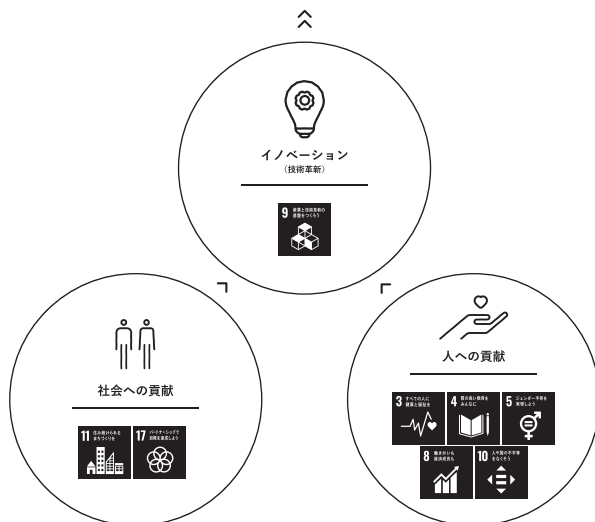
当社グループのサステナビリティ方針の実現を目指し、サステナビリティに関する取り組みを推進するため、以下のとおりマテリアリティを特定しております。

- ①多様な人材の活躍の場を広げ、すべての人の可能性を広げる「人儲け」を実現
 - ↳ワークライフバランスの充実と多様なキャリア形成
 - ↳ダイバーシティ&インクルージョン
- ②広告本来の価値と可能性を追求することにより、インターネット空間の健全な発展に寄与する
 - ↳情報の非対称性の解消と本質的な広告価値の提供
 - ↳インターネット空間の健全化
- ③地球環境への貢献
 - ↳脱炭素社会への取り組み
- ④コーポレート・ガバナンス体制の強化
 - ↳コーポレート・ガバナンス体制の構築・向上

SDGs

「社会への貢献」「人への貢献」を基盤として、「地方・地域の活性」「次世代・女性のエンパワーメント」のほか、当社グループの事業を通して「イノベーション(技術革新)」を起こすことにより、高度なデジタル技術を活用し、「経済発展と社会的課題の解決を両立するデジタル社会」の実現に貢献してまいります。

経済発展と社会的課題の解決を 両立するデジタル社会



●経済発展と社会的課題の解決を両立するデジタル社会

・UNICORN(当社子会社サービス)

イノベーションにより広告の閲覧者に今まで以上に価値のある情報を提供する全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」を運営。機械学習により自動で最適化を行うため、広告配信に関する人的リソースの削減が可能。UNICORNをはじめとしたサービスの運営に当たり、積極的に再生可能エネルギーを活用しているクラウドコンピューティングサービスを利用。

・アドウェイズ・ベンチャーズ(当社子会社)

広告事業に関わらず様々なイノベーションを起こすため、スタートアップ企業を支援。

●社会への貢献 地方・地域の活性

・アドウェイズ・フロンティア(当社子会社)

当社子会社(在北海道)による地方における雇用の創出。

・災害に対する義援金

豪雨や地震などの災害に対して、日本赤十字社を通して、義援金を寄付。

↳令和6年能登半島地震災害

↳令和4年3月福島県沖地震災害 など

・地方公共団体に対する寄付

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、内閣府の地域再生計画の認定を受けた、北海道天塩郡遠別町に対し寄付。

●人への貢献 次世代・女性のエンパワーメント

・ダイバーシティの推進

女性が働きやすい制度・環境の整備、活躍促進に力を入れており、女性取締役2名を選任し、2024年12月31日時点で当社単体では、従業員の女性比率は約38%、管理職107名の内女性は22名(約21%)。多様化を進めるため、取締役9名の内4名の社外取締役、監査役3名の内2名の社外監査役を選任。社内規程の「配偶者」の定義を「同性や事実婚のパートナーを含むもの」とし、該当する役職員には慶弔金を支給するなどの他、外国籍の方を採用するなど、役職員それぞれの価値観や個性が尊重され、一人一人のライフスタイルやライフステージに合わせて働ける制度等を拡充。

・デジタル人材の育成

新卒入社間もないうちから新規事業の開発をする取り組みや、本人の希望に応じて部署異動を行いスキルアップを支援する「ジョブローテーション」などの制度により「デジタル人材」を育成。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度(2024年1月1日～2024年12月31日)におけるわが国の経済は、コロナ禍を脱し、インバウンド需要や個人向けサービス需要が増加したこと等により緩やかな回復基調となった一方、長引く円安や、ウクライナ情勢の長期化に伴う物価高騰も継続しており、不透明な状況が続いております。

当連結会計年度(2024年1月1日～2024年12月31日)における当社グループは、全自動マーケティングプラットフォーム「UNICORN」における広告需要、マンガアプリを提供する広告主(クライアント)の広告需要は増加したものの、ゲームアプリを提供する広告主(クライアント)、金融関連の広告主(クライアント)の広告需要が減少したこと、中国及び台湾におけるアプリ広告の広告出稿が減少したこと等により、売上高は軟調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度(2024年1月1日～2024年12月31日)は売上高12,684,500千円、営業利益166,387千円となりました。また、持分法による投資利益及び投資事業組合運用益を計上したこと等により経常利益503,926千円、建物附属設備等の減損損失及び投資有価証券評価損を計上したこと等により税金等調整前当期純利益134,064千円、親会社株主に帰属する当期純損失473,463千円となりました。

[連結業績]

(単位:千円、端数切捨て)

	第 2 4 期	第 2 5 期
売上高	13,524,048	12,684,500
営業利益	921,538	166,387
経常利益	1,313,010	503,926
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	966,139	△473,463

[セグメント別の売上高の概況]

(単位:千円、端数切捨て)

セグメント	第 2 4 期	第 2 5 期
アドプラットフォーム事業	4,077,238	4,133,232
エンジェンシー事業	7,899,877	7,172,897
その他	1,546,932	1,378,370
合計	13,524,048	12,684,500

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2021年12月期)	第 23 期 (2022年12月期)	第 24 期 (2023年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (千円)	9,697,576	13,415,621	13,524,048	12,684,500
経 常 利 益 (千円)	1,699,649	1,506,629	1,313,010	503,926
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	1,029,094	2,536,978	966,139	△473,463
1株当たり当期純利益 (円)	26円53銭	63円49銭	25円07銭	△12円11銭
総 資 産 (千円)	25,274,114	27,782,176	25,227,266	22,884,884
純 資 産 (千円)	14,937,934	16,322,231	14,601,321	13,885,435
1株当たり純資産額 (円)	349円64銭	402円87銭	364円93銭	344円95銭

(注)1. 第22期(2021年12月期)につきましては、当社及び国内子会社は2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間、12月決算の海外子会社は2021年1月1日から2021年12月31日までの12か月間となっております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当連結会計年度におけるインターネット広告市場は市場全体が引き続き拡大する一方、スマートフォンビジネスのサービスの多様化や新しいテクノロジーの発生が見られております。また、全世界においては、インターネット及びスマートフォンの普及が今後さらに拡大していくと予想されます。

このような環境の下、当社グループは、広告事業においては、スマートフォン向け広告サービスの取引拡大を目指すとともに、当社グループの主力クライアントであるゲーム開発会社のみならず、それ以外の業種のクライアントの獲得等による事業の拡大を図っております。海外事業においては、アジア地域を中心にスマートフォン向けサービスを充実させ、海外におけるクライアントのニーズに応えていくことで当社グループの広告ネットワークの拡大を図ってまいります。

今後の収益拡大のためには、広告事業のさらなるサービス領域の拡大と既存商品の深耕、新規サービスによるサービスの総合力の底上げと品質の向上、海外における事業の拡大が重要な課題と認識しております。また、現在のビジネス規模の拡大を進めていくためには、当然の課題として、経営体制をより強固にしていくことも重要な課題と認識しております。

① 広告事業の拡大

従来の携帯電話端末向け広告の市場は縮小傾向にあるため、スマートフォン向け広告とPC向け広告の事業規模の拡大が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、クライアントと提携メディアのニーズを的確に把握し、両者をつなぐアフィリエイトサービスプロバイダー(ASP)としての地位を確固たるものへと築きつつ、他社との戦略的提携により広告ネットワークの拡充を行う等、事業規模の拡大を図ってまいります。そのためには、優秀な人材の確保や利便性が高いソフトウェアの開発等による差別化及び意思決定の迅速化を行うとともに、海外における事業の拡大を図ってまいります。

② 経営体制のさらなる強化

スマートフォンの普及は、スマートフォン向けアプリの存在など、インターネットの利用形態に大きな変化をもたらしました。そのプラットフォーム上で事業を行う企業は、従来のPC・携帯電話の垣根がない市場への対応を迫られております。また国際間でのプラットフォームの共有化は、海外企業の日本市場への参入を容易にしております。

当社グループは、比較的早い段階で、スマートフォンのビジネスを拡大でき、スマートフォンアプリ向けの広告について業界を牽引していると認識しております。また、国内の市場だけでなく成長著しいアジア市場にいち早く進出し、各国で事業の足場を築きました。

今後は、世界に通用するようなサービスを提供し、有力な競合企業との差別化を行い、各拠点で安定した事業展開を進めていく段階だと認識しております。そのためには各国のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定と統制のとれた体制の構築を進めてまいります。

(4) 主要な事業内容(2024年12月31日現在)

当社の主たる事業は、「アドプラットフォーム事業」「エージェンシー事業」「その他」の3つの事業単位を基礎として、この3つの事業単位に対して、それぞれ広告主(クライアント)の所在地を「国内」と「海外」として分類しております。各事業が提供するサービスについて、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「アドプラットフォーム事業」は、スマートフォン向け広告サービス「AppDriver」及び「UNICORN」、モバイル向けアフィリエイト広告サービス「Smart-C」、PC向けアフィリエイト広告サービス「JANet」等、当社グループのアドプラットフォームを用いたインターネット広告の販売、及び運用を行っております。

「エージェンシー事業」は、アプリ・ウェブの包括的マーケティング支援のため、アドプラットフォーム事業で提供している当社グループのアドプラットフォームを用いたインターネット広告に限らず、広告商品及び付随するサービスの代理販売を行っております。

「その他」は、土業向けのポータルサイトの運営や、インフルエンサーマーケティングの企画運営、サウナの運営事業など、インターネット広告に限らず、幅広い事業を行っております。

(5) 主要な営業所及び工場(2024年12月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
当 社	東 京 都 新 宿 区

② 主要な子会社の事業所

名 称	所 在 地
株 式 会 社 A D W A Y S D E E E	東 京 都 新 宿 区
U N I C O R N 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
J S A D W A Y S M E D I A I N C .	中 華 民 国 (台 湾) 台 北 市

(6) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
アドプラットフォーム事業	245(25)名	34名増
エージェンシー事業	593(43)名	32名減
本社部門(共通)	151(13)名	19名増
その他	52(4)名	4名減
合計	1,041(85)名	17名増

- (注)1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者は除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
3. 本社部門(共通)として、記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及びシステム部門に所属しているものであります。
4. 2024年4月の新卒社員及び中途社員の入社等により、「アドプラットフォーム事業」は34名、「本社部門(共通)」は19名の使用人数が増加しており、「エージェンシー事業」はアドプラットフォーム事業及び本社部門(共通)への異動等により32名の使用人数が減少しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
518(39)名	24名減	34歳2か月	5年5か月

- (注)1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・人材派遣会社からの派遣社員を含みます)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 使用人数は、当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況(2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 153,150,000株
- ② 発行済株式の総数 42,006,000株
- ③ 株主数 13,720名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
岡村 陽久	8,149,300株	20.85%
伊藤忠商事株式会社	4,000,600株	10.24%
株式会社博報堂DYホールディングス	3,639,100株	9.31%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,142,100株	8.04%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	2,837,800株	7.26%
山田 翔	2,045,800株	5.23%
西岡 明彦	396,000株	1.01%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	301,700株	0.77%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	195,500株	0.50%
松尾 志郎	175,000株	0.45%

(注)1. 当社は、自己株式を2,923,880株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権	第13回新株予約権	第15回新株予約権
発行決議日		2018年11月15日	2022年5月31日	2022年5月31日
新株予約権の数		519個	148個	74個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 51,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 14,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 7,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり55,600円 (1株当たり556円)	新株予約権1個当たり80,500円 (1株当たり805円)	新株予約権1個当たり80,500円 (1株当たり805円)
権利行使期間		2020年12月4日から 2028年11月14日まで	2024年6月16日から 2032年3月23日まで	2024年6月16日から 2032年3月23日まで
行使の条件		(注)1	(注)1	(注)1
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 414個 目的となる株式数 41,400株 保有者数 2人	新株予約権の数148個 目的となる株式数 14,800株 保有者数 2人	新株予約権の数 74個 目的となる株式数 7,400株 保有者数 1人 (注2)
	社外 取締役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2人	—	—
	監査役	—	—	—
		第33回新株予約権	第34回新株予約権	第37回新株予約権
発行決議日		2024年5月30日	2024年5月30日	2024年5月30日
新株予約権の数		943個	225個	799個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 94,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 22,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 79,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)
権利行使期間		2026年6月15日から 2034年3月25日まで	2026年6月15日から 2034年3月25日まで	2027年6月15日から 2034年3月25日まで
行使の条件		(注)1	(注)1	(注)1
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 799個 目的となる株式数 79,900株 保有者数 3人	新株予約権の数 225個 目的となる株式数 22,500株 保有者数 3人	新株予約権の数 799個 目的となる株式数 79,900株 保有者数 3人
	社外 取締役	新株予約権の数 72個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 3人	—	—
	監査役	新株予約権の数 72個 目的となる株式数 7,200株 保有者数 3人	—	—

	第39回新株予約権	第41回新株予約権	第43回新株予約権	
発行決議日	2024年5月30日	2024年5月30日	2024年5月30日	
新株予約権の数	799個	799個	577個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 79,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 79,900株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 57,700株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	
権利行使期間	2028年 6月15日から 2034年 3月25日まで	2029年 6月15日から 2034年 3月25日まで	2030年 6月15日から 2034年 3月25日まで	
行使の条件	(注)1	(注)1	(注)1	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 799個 目的となる株式数 79,900株 保有者数 3人	新株予約権の数 799個 目的となる株式数 79,900株 保有者数 3人	新株予約権の数 577個 目的となる株式数 57,700株 保有者数 3人
	社外 取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

- (注) 1. a. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、1個未満の行使はできないものとする。
- e. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
2. 取締役1名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものでありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第35回新株予約権	第36回新株予約権	第38回新株予約権
発行決議日		2024年5月30日	2024年5月30日	2024年5月30日
新株予約権の数		235個	65個	235個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 6,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)
権利行使期間		2026年 6月15日から 2034年 3月25日まで	2026年 6月15日から 2034年 3月25日まで	2027年 6月15日から 2034年 3月25日まで
行使の条件		(注)1	(注)1	(注)1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 235個 目的となる株式数 23,500株 交付対象者数 1人	新株予約権の数 65個 目的となる株式数 6,500株 交付対象者数 1人	新株予約権の数 235個 目的となる株式数 23,500株 交付対象者数 1人
	子会社の役員及び使用人	—	—	—

		第40回新株予約権	第42回新株予約権	第44回新株予約権
発行決議日		2024年5月30日	2024年5月30日	2024年5月30日
新株予約権の数		235個	235個	235個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 23,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)	新株予約権1個当たり42,500円 (1株当たり425円)
権利行使期間		2028年 6月15日から 2034年 3月25日まで	2029年 6月15日から 2034年 3月25日まで	2030年 6月15日から 2034年 3月25日まで
行使の条件		(注)1	(注)1	(注)1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 235個 目的となる株式数 23,500株 交付対象者数 1人	新株予約権の数 235個 目的となる株式数 23,500株 交付対象者数 1人	新株予約権の数 235個 目的となる株式数 23,500株 交付対象者数 1人
	子会社の役員及び使用人	—	—	—

		第45回新株予約権
発行決議日		2024年5月30日
新株予約権の数		2,211個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 221,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 42,500円 (1株当たり425円)
権利行使期間		2026年 6月15日から 2031年 6月14日まで
行使の条件		(注)1
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 2,170個 目的となる株式数 217,000株 交付対象者数 85人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 41個 目的となる株式数 4,100株 交付対象者数 2人

- (注) 1. a. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、1個未満の行使はできないものとする。
- e. 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
2. 2024年12月末日現在において交付時より新株予約権の数が31個減少しておりますが、減少の理由は退職によるものでございます。

(3) 会社役員 の 状 況

社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会 (全 1 3 回 開 催)			監 査 役 会 (全 1 4 回 開 催)		
	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率	就任期間中の 開催回数	出席回数	出席率
取締役 伊藤浩孝	13回	13回	100%	—	—	—
取締役 平田和子	13回	13回	100%	—	—	—
取締役 梅本翔太	13回	13回	100%	—	—	—
取締役 岡田恵利子	13回	13回	100%	—	—	—
監査役 鶴川正樹	13回	13回	100%	14回	14回	100%
監査役 角田智美	13回	13回	100%	14回	14回	100%

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が9回ありました。

・取締役会等における役割と活動状況

取締役会において、伊藤浩孝氏はグローバルな環境における経営戦略策定と実行経験及び新規事業並びにジョイントベンチャー立ち上げ等の豊富な事業経験から、平田和子氏はグローバルな環境における組織づくり、人材の育成、利活用及び人事制度確立等の豊富な経験から、梅本翔太氏は広告業界における豊富な業務経験等から、岡田恵利子氏は社会、文化等の企業経営を取り巻く事象に深い知見を有していることから、取締役会の意思決定の適正を確保するための意見・助言を適宜行っております。なお、当事業年度に開催された3回の指名・報酬委員会では伊藤浩孝氏は委員長として、平田和子氏は委員として、役員の人事・報酬の審議に携わっております。監査役鶴川正樹氏は官公庁並びに金融機関での実務経験及び公認会計士としての見識から財務の健全性のチェック等を適宜行っております。監査役角田智美氏は弁護士としての専門的な知識と見識から法的観点からの経営の監督等を行っております。

監査役会においては、監査役会で定めた役割に則して、監査役鶴川正樹氏は財務・経理面を中心に、監査役角田智美氏は法的観点を中心に、それぞれ取締役の職務執行に係る事項等について幅広く発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較を行い、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査計画の内容、監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

- イ. 当社は、良き企業市民及び社会に有益な企業となるべく「経営理念」「企業行動憲章」「行動指針」を掲げることにより、コンプライアンスを経営の根幹とし法令遵守及び社会理念の遵守を常に意識する。
- ロ. 当社は代表取締役が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を設置し、率先垂範して法令・諸規則の遵守と啓発・教育等の促進を行い、全役社員に周知徹底を図ることとする。また、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス規程に基づいてこれらを具体的に推進・実践していくための実務を行うとともに、コンプライアンス室において内部統制システムの継続的推進・整備等、運用全般を行うものとする。
- ハ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を1名以上、継続的に選任することにより、客観的視点での経営アドバイスとチェックを受けるとともに、取締役会の取締役に対する職務執行の監督機能の維持・向上に努める。
- ニ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の職務を執行するとともに、その状況を取締役に報告する。
- ホ. 取締役会は、経営会議を設置し、取締役会で決議された最高方針に基づく経営の基本計画及び、業務執行に関する重要案件等を検討し実行する。また、あらかじめ経営会議で審議・決議された議案のうち取締役会規程で定める事項については議長である代表取締役が取締役に付議する。
- ヘ. 代表取締役は、計算書類を監査役会及び会計監査人に提出して監査を受ける。また、必要の都度、取締役会において業務執行の状況を取締役に報告するとともに、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会及び監査役会に報告し、速やかに対処するものとする。

- ト. 当社は株主総会において社外取締役を選任し、客観的視点での経営アドバイスとチェックを受ける。
- チ. 取締役会の意思決定と監督機能の強化を図るため執行役員制度を採用し、重要な使用人として取締役会の決議をもってこれを任命し、執行役員は取締役会の決定に従い、定められた範囲内で職務の執行にあたりるとともに、必要に応じてその状況を取締役に報告する。
- リ. 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を株主総会において選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
- ヌ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、コンプライアンス室及び会計監査人と連携し、また、リスクマネジメント委員会における報告事項等を参考に、監査役会規程に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。
- ル. 当社は、内部通報制度等により得た社内のコンプライアンス上の重大な問題に対して、取締役会、リスクマネジメント委員会等において関係規程等に基づき緊急かつ厳正に対処するとともに、通報の対象者が取締役である場合においては、監査役会も併せて関与することにより同様に緊急かつ厳正に対処するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- イ. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、同関連資料、取締役が主催するその他重要な会議の議事の経過の記録、取締役を決定者とする決定書類、計算書類、その他職務執行に係る重要な情報が記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、重要度に応じて保管期間等に留意し、適切に保存し、管理する。
- ロ. 前号のほか、管理本部において、情報管理規程、個人情報保護規程、ソフトウェア管理規程、インサイダー取引防止規程等に基づき、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等、改善を図り、その改正に際しては事前に、リスクマネジメント委員会又はコンプライアンス室に相談、報告、付議等を行い、確認又は了承を得るものとする。

- ハ. 前各号に関して必要時に応じてリスクマネジメント委員会を開催し、付議事項等に関して厳格に調査・確認し、問題がある場合は速やかに是正措置及び処分案を決議して対処するとともに、状況に応じて取締役会に付議して処分等を決議し、関係機関はそれを実行するものとする。
- ニ. 前各号の効率化のため、業務システムの合理化やIT化を推進する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- イ. 当社は、損失の危機管理対策として、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、企業防衛全体の仕組みを構築し、リスクマネジメント規程に定めたあらゆるリスクに関して日々、定期的にチェックを行うとともに、万全の体制を整え、厳格に運営・管理する。
- ロ. 前号に基づき、リスクマネジメント委員会は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告しなければならない。
- ハ. 当該基本方針及び、関連規程に基づき報告を受けた取締役会又はリスクマネジメント委員会は、速やかに対応策、改善策、損失を最小限とする対策及び再発防止策等を講じるものとする。
- ニ. 上記、イ. 及びロ. に基づき、管理本部はコンプライアンス室と連携し、情報管理規程、個人情報保護規程、ソフトウェア管理規程をはじめ、各種社内規程に基づき、各部署における日常的なリスク管理を厳格に行わなければならない。
- ホ. コンプライアンス室は、監査役の協力を得て各部署のリスク管理の状況を監査し、法令違反等の問題点を発見したときは、直ちにリスクマネジメント委員会に報告して対処し、状況に応じて取締役会、監査役会において速やかに対処する。
- ヘ. 経営に重大な影響を及ぼす事態・状況又はその虞のある事態・状況を発見した者は、内部通報規程に基づき、直ちに定められた手順により報告する義務を持つ。これを受けて、取締役会、監査役会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室等は所定の手続により速やかに対応しなければならない。

ト. 適宜開示を果たすため、管理本部は、代表取締役に対し直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程や体制を整備する。また、必要に応じて事前等にリスクマネジメント委員会に相談するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- イ. 取締役会は、毎月1回定時開催されるほか、必要に応じて適宜開催され、迅速かつ適法な決議が可能な体制を執る。
- ロ. 取締役会における重要な決議及び報告は、取締役会規程に基づいて実施される。
- ハ. 経営会議は、定期的に開催し取締役会に付議する事項等の検討等を行い、また、取締役会の決議を受けて具体的で詳細な対応を検討し具現する等、機動的で迅速な対応を執るものとする。
- ニ. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等に基づいて、取締役の決裁権限と責任を明確にし、これらに基づき、取締役は職務の執行を行うとともに、各担当部門が実施すべき具体的な施策及び職務権限の分配を含めた効率的な業務の執行体制を決定し、又は改善する。
- ホ. 取締役は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図り、目標達成のための効率的な計画の実施を指揮する。
- ヘ. 取締役は、執行役員規程に基づき、執行役員に職務の執行を行わせ、執行状況を管理・監督する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- イ. コンプライアンス室はコンプライアンス規程に基づき、使用人に対してコンプライアンスに関する定期的な研修を実施し、コンプライアンス遵守の精神を醸成するとともに、関連法規の改正や社内外における事故・不祥事の発生など学習すべきケースについても、速やかに必要事項を周知徹底する。
- ロ. 使用人は、内部通報規程により、経営に重大な影響を及ぼす事態・状況又はその恐れのある事態・状況を発見したときは、直ちに定められた手順により報告する義務を持ち、これを受けて、取締役会、監査役会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室等は所定の手続により速やかに対応しなければならない。

ハ. コンプライアンス室は、監査役及び会計監査人との連携・協力を得て、各部門の業務プロセス監査を充実させ、厳格な監査と、問題ある場合はその改善に努めなければならない。

⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

イ. リスクマネジメント委員会はコンプライアンス室等の関係者から適宜報告を受けて問題が発生していないことを確認し、また、対策の必要がある場合は速やかに対処するものとする。

ロ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を指導・監督し、損失の発生の危険を把握し、未然の対処に努めるとともに、子会社の業務の適正を確保するため、子会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導・支援を実施する。

ハ. 当社取締役会及び子会社の代表取締役は、各社におけるコンプライアンス及びリスク管理について権限と責任を有するものとし、コンプライアンス及びリスク管理状況について、随時、当社の取締役会、監査役に報告するものとする。

ニ. 定期的又は状況に応じて、取締役、監査役、コンプライアンス室及び管理本部は子会社の視察、指導、監査等を実施する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役はその人数、要件、期間等を勘案し、コンプライアンス室の室員にその任をあてるものとする。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

イ. 前号において選任された使用人は、監査役の指揮・監督のもと、監査役の監査業務を補佐する。

ロ. 選任された当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒等については監査役の事前同意を得るものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- イ. 監査役は取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議に出席できるほか、業務執行に係る文書類を閲覧し、取締役又は使用人に説明を求めることができる。また、経営会議において取締役会に先立って審議等を行う内容について、必要に応じて事前に監査役会に相談することができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、会社の業務に違法又は著しく不当な事実を認めたとときや会社に著しい損害又は重大な事故等を招く恐れがある事実を認めたときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - ハ. 内部通報制度において、取締役自身に関する告発があった場合は、窓口であるコンプライアンス室長は常勤監査役に報告し、以後、監査役会が状況に応じてリスクマネジメント委員会と連携して調査、審議等を行い、その処分案を含めて取締役会に報告、付議して、解決を図るものとする。
- ニ. 財務・経理部門を担当する管理本部と会計監査人が行う会議には、原則として毎回同席して、その内容を確認する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- イ. 監査役の半数以上は独立社外監査役とし、対外的透明性を担保する。
- ロ. 監査役は代表取締役と定期的な意見交換を行う。
- ハ. 監査役はコンプライアンス室との緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるとともに、会計監査人を含めた「三様監査の連携強化」を推進するものとする。
- ニ. 監査役は独自に意見形成するため、また監査の実施に当たり、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他専門家を活用することができる。
- ホ. 取締役及び使用人は監査役の監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ヘ. リスクマネジメント委員会にはその委員として出席し、問題の調査、解決に協力・支援する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス

- イ. 内部監査規程に基づき、コンプライアンス室が実施する内部監査を通じて、当社の各部門及び子会社における法令遵守の確認を行っております。また、財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施しております。
- ロ. 内部通報規程に基づき、コンプライアンス室を窓口とした内部通報窓口を設置し、企業倫理に反する行為の防止及び不正行為等の早期発見を図っております。

② リスク管理

- イ. リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、当社のリスクの分析と評価を行っております。また、リスクが顕在化した場合には、リスクマネジメント委員会が適切かつ迅速に対応する体制となっております。
- ロ. 経営上の重要な意思決定については、取締役会においてリスク分析を行い、損失の危険について十分に検討しております。

③ 子会社の管理

- イ. 関係会社管理規程において、子会社が当社に承認を受けるべき事項及び報告すべき事項を定めており、毎月子会社の経営状況等について、報告を受けております。
- ロ. 内部監査規程に基づき、コンプライアンス室が子会社に対する内部監査を実施し、子会社における法令遵守の確認を行っております。

④ 監査役による監査

- イ. 監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、当社及び子会社の代表取締役を含む取締役へのヒアリング、子会社への往査、内部監査を担当するコンプライアンス室との連携等を通じて、実効的な監査役監査を行っております。
- ロ. 会計監査人による監査の独立性、適正性を監視し、四半期毎に会計監査人からの報告を受けるほか、必要に応じて説明を求め、情報交換を行うことで、会計に関する監査の実効性の向上を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,379,481	流 動 負 債	8,633,050
現金及び預金	10,035,171	買 掛 金	6,562,263
受取手形、売掛金 及び契約資産	7,702,639	未 払 金	1,040,952
商品及び製品	744	未払法人税等	317,555
原材料及び貯蔵品	1,057	未払消費税等	267,618
預 け 金	5,375	預 り 金	192,988
前 渡 金	89,032	未 払 費 用	73,788
前 払 費 用	359,947	前 受 金	170,990
そ の 他	212,765	そ の 他	6,893
貸倒引当金	△27,253	固 定 負 債	366,397
固 定 資 産	4,505,402	資 産 除 去 債 務	171,916
有 形 固 定 資 産	1,154,936	繰 延 税 金 負 債	171,306
建 物	1,052,147	退職給付に係る負債	21,894
工具、器具及び備品	435,448	そ の 他	1,279
土 地	53,291	負 債 合 計	8,999,448
建 設 仮 勘 定	546,367	純 資 産 の 部	
そ の 他	127,291	株 主 資 本	12,381,927
減価償却累計額	△1,059,610	資 本 金	1,717,126
無 形 固 定 資 産	66,271	資 本 剰 余 金	5,368,092
の れ ん	54,814	利 益 剰 余 金	7,388,317
商 標 権	3,094	自 己 株 式	△2,091,607
ソ フ ト ウ ェ ア	8,363	その他の包括利益累計額	1,099,300
投資その他の資産	3,284,194	その他有価証券評価差額金	292,023
投資有価証券	2,779,210	為替換算調整勘定	789,414
長 期 貸 付 金	32,092	退職給付に係る調整累計額	17,862
そ の 他	1,352,943	新 株 予 約 権	132,472
貸倒引当金	△880,051	非 支 配 株 主 持 分	271,734
資 産 合 計	22,884,884	純 資 産 合 計	13,885,435
		負 債 純 資 産 合 計	22,884,884

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	12,684,500
売上原価	2,333,218
売上総利益	10,351,281
販売費及び一般管理費	10,184,894
営業利益	166,387
営業外収益	
受取利息及び配当金	24,217
為替差益	511
持分法による投資利益	195,206
投資事業組合運用益	71,521
その他の	58,678
営業外費用	
開業の費用	7,332
その他の	5,262
経常利益	503,926
特別利益	
固定資産売却益	3,850
投資有価証券売却益	399,156
関係会社株式売却益	27,603
特別損失	
段階取得に係る差損	641
減損損失	488,711
固定資産除却損	5,276
投資有価証券評価損	190,569
関係会社株式売却損	19,829
事務所移転費用	5,772
在外連結子会社	
リストラクチャリング費用	89,673
税金等調整前当期純利益	134,064
法人税、住民税及び事業税	394,979
法人税等調整額	177,957
当期純損失	438,872
非支配株主に帰属する当期純利益	34,590
親会社株主に帰属する当期純損失	473,463

連結株主資本等変動計算書

(2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,717,126	5,359,612	8,087,284	△2,091,607	13,072,415
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△225,504		△225,504
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			△473,463		△473,463
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		△899			△899
連結子会社株式の取得による持分の増減		9,379			9,379
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	8,480	△698,967	-	△690,487
当 期 末 残 高	1,717,126	5,368,092	7,388,317	△2,091,607	12,381,927

	そ の 他 の 包 括				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	利 益	累 計	額	額			
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 係 数 累 計 額	そ の 他 の 利 益 額 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	464,246	706,218	19,484	1,189,949	93,035	245,920	14,601,321
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△225,504
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益							△473,463
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							△899
連結子会社株式の取得による持分の増減							9,379
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△172,222	83,195	△1,622	△90,648	39,436	25,813	△25,398
連結会計年度中の変動額合計	△172,222	83,195	△1,622	△90,648	39,436	25,813	△715,885
当 期 末 残 高	292,023	789,414	17,862	1,099,300	132,472	271,734	13,885,435

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 主要な連結子会社の名称

33社
愛徳威軟件開發(上海)有限公司
愛徳威廣告(上海)有限公司
株式会社おくりバント
ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD.
株式会社サムライ・アドウェイズ
774株式会社
JS ADWAYS MEDIA INC.
株式会社ADWAYS EN
ADWAYS INTERACTIVE, INC.
ADWAYS KOREA INC.
株式会社昭和デジタル
亜堂科技(上海)有限公司
UNICORN株式会社
株式会社アドウェイズ・フロンティア
ADWAYS HONGKONG LTD.
株式会社preheat
ADWAYS INNOVATIONS SINGAPORE PTE. LTD.
予約トップ10株式会社
JS ADWAYS TECHNOLOGY INC.
株式会社オールドルーキー
株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス
株式会社オールドルーキーカフェ
有限会社土田昆衛製作所
株式会社ラビッツ
Match Advertising Inc.
株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ
ADWAYS PHILIPPINES INC.
株式会社ADWAYS DEEE
JS ADWAYS ECOMMERCE INC.
株式会社アシスト
MetricWorks Japan株式会社
UNICORN THA Co., Ltd.
株式会社AWU
当連結会計年度において、新規設立に伴い、MetricWorks Japan株式会社、UNICORN THA Co., Ltd.、株式会社AWUを連結の範囲に含めております。また、株式会社アシストの株式を取得したこと、持分法適用の関連会社でありました感性意識股份有限公司の株式を追加取得したため連結の範囲に含めております。一方、TheSwampman株式会社の株式を一部売却したため、連結の範囲より除外し持分法適用の範囲に含めております。
株式会社ADWAYS ENはBrasta株式会社、JS ADWAYS TECHNOLOGY INC.はEnrichmedia Technologies Inc.、JS ADWAYS ECOMMERCE INC.は感性意識股份有限公司から商号変更しております。

ムクリ株式会社、株式会社キラピカは株式を売却したこと、Mu Charm Technology Co., Ltd. は重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

2社

株式会社アドウェイズベイビー
Mu Charm Technology Co., Ltd.

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用会社の数
- ・持分法適用会社の名称

7社

任拓数据科技(上海)有限公司
NINT TECHNOLOGY HK LIMITED
株式会社Nint
任拓(上海)市場諮詢有限公司
上海橙子星数字传媒科技有限公司
TheSwampman株式会社

株式会社美人家

当連結会計年度において、感性意識股份有限公司の株式を追加取得したことにより持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

TheSwampman株式会社の株式を一部売却したため、連結の範囲より除外し持分法適用の範囲に含めております。

株式会社Nintが株式会社美人家の株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

株式会社NintはNintホールディングス株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、持分法適用の範囲から除外しております。また、Nintホールディングス株式会社は株式会社Nintへ商号変更しております。

KOS Entertainment Limitedは株式の売却により持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数

2社

株式会社アドウェイズベイビー
Mu Charm Technology Co., Ltd.

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、有限会社土田昆衛製作所は決算日が3月31日であるため連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

のもの

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。当社が出資する投資事業組合等に対する出資持分の損益のうち当社に帰属する持分相当額については、純額で取り込み、営業外損益に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

ロ. 棚卸資産

・商品及び製品

先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社についても2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 2～38年

工具、器具及び備品 3～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に全額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. アドプラットフォーム事業

アドプラットフォーム事業は、顧客(広告主)に対して、スマートフォン向け広告サービス「AppDriver」及び「UNICORN」、モバイル向けアフィリエイト広告サービス「Smart-C」、PC向けアフィリエイト広告サービス「JANet」等、当社グループのアドプラットフォームを用いたインターネット広告の販売及び運用を行っております。

当事業の主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づき、当社グループのアドプラットフォームを用いて、提携メディアへ広告配信を行う役務の提供(顧客が指定した成果が達成されるように手配すること)と位置付けております。

顧客と合意した契約条件について、顧客が検収(成果の承認)を行った時点を、履行義務を充足する通常の時点と捉えて収益を認識しております。

当事業の各インターネット広告サービスは、他の当事者(提携メディア)を通じて顧客へ提供しており、当社グループは顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供していることから、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受領する対価の額から提携メディアへ支払う成果報酬を控除した純額で売上高を計上しております。

ロ. エージェンシー事業

エージェンシー事業は、顧客(広告主)のアプリ・ウェブの包括的マーケティング支援のため、アドプラットフォーム事業で提供している当社グループのアドプラットフォームを用いたインターネット広告に限らず、広告商品及び付随するサービスの代理販売を行っております。

当事業の広告商品及び付随するサービスの代理販売の履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づき、他社のアドプラットフォームへ広告配信を行う役務の提供(インターネット広告配信を通じたクリック等の広告トランザクションを手配すること)と位置付けております。

顧客と合意した契約条件について、他社のアドプラットフォームへインターネット広告配信を行った役務の量に応じて従量的に顧客が便益を享受していることから、一定の期間にわたり履行義務を充足しているものと捉えて収益を認識しております。

当事業の広告商品及び付随するサービスの代理販売は、他の当事者(他社のアドプラットフォーム)を通じて顧客へ提供しており、当社グループは顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供していることから、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受領する対価の額から他社のアドプラットフォームへ支払う額を控除した純額で売上高を計上しております。

なお、いずれの事業におきましても、広告素材等の制作に当たり顧客からの発注に基づき、当社グループが他の当事者に当該広告素材等の制作を外注する取引に関しては、顧客への提供を行う前に、当社グループが他の当事者より広告素材等を受領・検収を行い、その後顧客へ財又はサービスが移転していることから、本人取引と判断しており、顧客から受領した対価と他の当事者へ支払う原価を総額で認識しております。

また、いずれに事業におきましても、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、各子会社の決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「建設仮勘定」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「建設仮勘定」は、81,610千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

市場価格のない株式等である非上場株式(193,337千円)

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない株式等である非上場株式への投資については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を計上しております。実質価額は通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、投資先の超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得し超過収益力が期末日まで毀損していないと認められる非上場株式は、超過収益力を反映して株式の実質価額を算定しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額426,865千円が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	42,006,000株	一株	一株	42,006,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,923,880株	一株	一株	2,923,880株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払総額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	225,504千円	5.77円	2023年12月31日	2024年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	117,246千円	3.00円	2024年12月31日	2025年3月27日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的である株式の種類及び数

普通株式 74,100株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、流動性を確保しながら、資金の内、運転資金を除く余剰資金に対して、事業会社本来の目的を逸脱しない範囲に限定し、原則として預貯金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

その他の金融商品取引(信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等)については、原則行わない方針ではありますが、今後の海外事業の拡大により、先物為替予約等をヘッジ目的で利用する可能性があります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上関係を有する企業の株式であります。主として非上場株式であるため、市場価格のない株式等については、定期的に発行企業の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	515,598	515,598	—
資産計	515,598	515,598	—

(注)1. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、預け金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、投資有価証券「その他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	193,337
非連結子会社及び関連会社株式	952,756
投資事業組合出資金	1,117,516

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	339,114	—	—	339,114
債券	—	113,216	63,268	176,484
資産計	339,114	113,216	63,268	515,598

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、一部の債券については純資産に基づく評価モデルもしくは、その他の適切な評価技法を用いて測定しています。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 344円95銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△) △12円11銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(子会社株式の譲渡)

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である有限会社土田昆衛製作所（以下、「土田昆衛製作所」という。）の全株式を、西邦工業株式会社に譲渡することを決議し、2025年2月14日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 株式譲渡の概要

- ① 株式譲渡の相手先の名称
西邦工業株式会社

- ② 当該子会社の事業の内容
金属製品及びアウトドア用品の開発、製造、販売

③ 株式譲渡の理由

当社は、当社グループ内の広告事業とシナジーを発揮できる新規事業の創出を目的とし、土田昆衛製作所の株式を取得いたしました。今回土田昆衛製作所とより一層のシナジー発揮が見込まれる西邦工業株式会社より株式譲渡の意向が示されたため、双方企業の更なる事業発展の実現を見込み、当該企業への譲渡を決定いたしました。

- ④ 株式譲渡日
2025年2月14日

- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 譲渡した子会社が含まれていた報告セグメント
報告セグメントに含まれないその他の事業セグメント

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	アドブラット フォーム事業	エージェン シー事業	計	その他 (注)	合計
国内	4,093,308	5,338,094	9,431,402	1,378,370	10,809,772
海外	39,924	1,834,803	1,874,727	—	1,874,727
顧客との契約から 生じる収益	4,133,232	7,172,897	11,306,129	1,378,370	12,684,500
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,133,232	7,172,897	11,306,129	1,378,370	12,684,500

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業等を含んでおります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度(期首) (2024年1月1日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	7,996,953	7,022,267
契約資産	502,433	680,372
契約負債		
前受金(注)1	291,277	170,990

(注)1. 前受金はアドプラットフォーム事業及びエージェンシー事業の広告配信に関連して顧客から受領したものであります。

2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は33,724千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社における残存履行義務に配分した取引価格の総額は32,021千円であります。当該履行義務は、広告事業に関するものでありますが、有効期限を定めておらず、広告配信時に収益として認識しております。よって、いつ収益として認識することができるか予測することが困難なため、特定の時期や期間に収益を認識すると見込むことができません。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～15年と見積り、割引率は0.000%～1.019%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	170,541千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,334千円
時の経過による調整額	737千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,156千円
為替換算差額(△は減少)	459千円
期末残高	171,916千円

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産の概要

場所	用途	資産の種類	金額(千円)
東京都新宿区	共用資産	建物(附属設備)	327,205
		工具、器具及び備品	61,528
		その他(ソフトウェア)	13,670
		その他(車両運搬具)	21,830
		小計	424,234
	事業用資産	その他(ソフトウェア)	48,174
		建物(附属設備)	11,848
		工具、器具及び備品	4,454
		小計	64,477
		合計	488,711

② 減損損失を認識するに至った経緯

当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

③ 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,812,641	流 動 負 債	4,510,539
現金及び預金	4,214,808	買掛金	3,460,516
売掛金	4,304,780	未払金	692,187
貯蔵品	1,049	未払法人税等	36,849
前渡金	10,017	未払消費税等	76,461
前払費用	268,107	前受金	22,195
未収収益	27,646	預り金	149,081
未収入金	358,580	未払費用	28,986
その他	631,667	その他	44,260
貸倒引当金	△4,017	固 定 負 債	403,748
固 定 資 産	6,870,681	長期借入金	150,000
有形固定資産	0	資産除去債務	114,313
建物	0	繰延税金負債	139,435
工具、器具及び備品	0	負 債 合 計	4,914,287
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,870,681	株 主 資 本	11,394,787
投資有価証券	1,442,138	資 本 金	1,717,126
関係会社株式	3,102,781	資 本 剰 余 金	6,975,084
関係会社出資金	821,076	資本準備金	707,126
長期貸付金	1,416,818	その他資本剰余金	6,267,958
その他	336,533	利 益 剰 余 金	4,794,184
貸倒引当金	△248,668	その他利益剰余金	4,794,184
資 産 合 計	16,683,323	繰越利益剰余金	4,794,184
		自 己 株 式	△2,091,607
		評価・換算差額等	241,775
		其他有価証券評価差額金	241,775
		新株予約権	132,472
		純 資 産 合 計	11,769,035
		負 債 純 資 産 合 計	16,683,323

損 益 計 算 書

(2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,217,464
売 上 原 価		1,425,241
売 上 総 利 益		4,792,223
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,032,894
営 業 損 失		240,671
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	100,300	
為 替 差 益	12,980	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	71,521	
そ の 他	15,239	200,041
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,214	
貸 倒 引 当 金 繰 入	212,301	216,516
経 常 損 失		257,145
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,849	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	6,288	10,137
特 別 損 失		
減 損 損 失	488,711	
固 定 資 産 除 却 損	60	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	84,717	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	66,584	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	6,750	646,825
税 引 前 当 期 純 損 失		893,832
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,144	
法 人 税 等 調 整 額	126,203	133,347
当 期 純 損 失		1,027,180

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	1,717,126	707,126	6,267,958	6,975,084	6,046,868	6,046,868	△2,091,607	12,647,471
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△225,504	△225,504		△225,504
当 期 純 損 失					△1,027,180	△1,027,180		△1,027,180
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△1,252,684	△1,252,684	—	△1,252,684
当 期 末 残 高	1,717,126	707,126	6,267,958	6,975,084	4,794,184	4,794,184	△2,091,607	11,394,787

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	155,299	155,299	93,035	12,895,807
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△225,504
当 期 純 損 失				△1,027,180
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	86,475	86,475	39,436	125,912
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	86,475	86,475	39,436	△1,126,771
当 期 末 残 高	241,775	241,775	132,472	11,769,035

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。
当社が出資する投資事業組合等に対する出資持分の損益のうち当社に帰属する持分相当額については、純額で取り込み、営業外損益に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

② 棚卸資産

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～15年

工具、器具及び備品 4～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① アドプラットフォーム事業

アドプラットフォーム事業は、顧客(広告主)に対して、スマートフォン向け広告サービス「AppDriver」及び「UNICORN」、モバイル向けアフィリエイト広告サービス「Smart-C」、PC向けアフィリエイト広告サービス「JANet」等、当社グループのアドプラットフォームを用いたインターネット広告の販売及び運用を行っております。

当事業の主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づき、当社グループのアドプラットフォームを用いて、提携メディアへ広告配信を行う役務の提供(顧客が指定した成果が達成されるように手配すること)と位置付けております。

顧客と合意した契約条件について、顧客が検収(成果の承認)を行った時点を、履行義務を充足する通常の時点と捉えて収益を認識しております。

事業の各インターネット広告サービスは、他の当事者(提携メディア)を通じて顧客へ提供しており、当社は顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供していることから、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受領する対価の額から提携メディアへ支払う成果報酬を控除した純額で売上高を計上しております。

②エージェンシー事業

エージェンシー事業は、顧客(広告主)のアプリ・ウェブの包括的マーケティング支援のため、アドプラットフォーム事業で提供している当社グループのアドプラットフォームを用いたインターネット広告に限らず、広告商品及び付随するサービスの代理販売を行っております。

当事業の広告商品及び付随するサービスの代理販売の履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づき、他社のアドプラットフォームへ広告配信を行う役務の提供(インターネット広告配信を通じたクリック等の広告トランザクションを手配すること)と位置付けております。

顧客と合意した契約条件について、他社のアドプラットフォームへインターネット広告配信を行った役務の量に応じて従量的に顧客が便益を享受していることから、一定の期間にわたり履行義務を充足しているものと捉えて収益を認識しております。

当事業の広告商品及び付随するサービスの代理販売は、他の当事者(他社のアドプラットフォーム)を通じて顧客へ提供しており、当社は顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供していることから、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受領する対価の額から他社のアドプラットフォームへ支払う額を控除した純額で売上高を計上しております。

なお、いずれの事業におきましても、広告素材等の制作に当たり顧客からの発注に基づき、当社が他の当事者に当該広告素材等の制作を外注する取引に関しては、顧客への提供を行う前に、当社が他の当事者より広告素材等を受領・検収を行い、その後顧客へ財又はサービスが移転していることから、本人取引と判断しており、顧客から受領した対価と他の当事者へ支払う原価を総額で認識しております。

また、いずれに事業におきましても、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

子会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない株式等であるUNICORN株式会社の子会社株式(1,722,644千円)

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損を認識しております。

当事業年度において、UNICORN株式会社に対する投資について実質価額が著しく低下しておりましたが、当社はUNICORN株式会社の将来の事業計画に基づいて実質価額の回復が十分に裏付けられていると判断し、評価損を認識しておりません。

上記事業計画において、UNICORN株式会社が提供する広告配信の販売増を主要な仮定として織り込んでおりますが、その計画の予測は足元の広告市場規模及び市場占有率の拡大等の不確実性が伴うことにより、実質価額の回復可能性の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は713,104千円であります。
上記減価償却累計額には、減損損失累計額426,865千円が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	1,663,967千円
② 長期金銭債権	1,384,726千円
③ 短期金銭債務	973,593千円
④ 長期金銭債務	150,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	2,441,629千円
② 営業取引以外の取引高	97,531千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,923,880株	一株	一株	2,923,880株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	28,578千円
未払事業税	10,268千円
減価償却超過額	217,513千円
貸倒引当金	77,372千円
投資有価証券評価損	273,160千円
関係会社株式評価損	499,172千円
資産除去債務	35,002千円
その他	66,042千円
繰延税金資産小計	1,207,110千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△28,578千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,178,532千円
評価性引当額小計	△1,207,110千円

繰延税金資産合計 —千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△29,325千円
その他有価証券評価差額金	△106,704千円
その他	△3,405千円

繰延税金負債合計 △139,435千円

繰延税金資産の純額 △139,435千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳
当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 取 引	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子 会 社	株式会社 アドウェイ ズ・ベンチ ャーズ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	—	短期貸付 金	350,000
				資金の貸付 (注)1	—	長期貸付 金	287,000
子 会 社	株式会社 オールド ルーキー	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	420,000	長期貸付 金	940,000
子 会 社	UNICORN 株式会社	所有 直接100%	役務の受入 役員の兼任	広告媒体の 仕入 (注)2	—	買 掛 金	790,525
				資金の返済 (注)3	250,000	長 期 借 入 金	—
				利息の支払 (注)3	2,213	—	—
子 会 社	ADWAYS ASIA HOLDINGS LTD.	所有 直接100%	役務の提供	広告サービスの 提供 (注)2	142,319	売 掛 金	412,031
子 会 社	有限会社 土田昆衛製 作所	所有 直接100%	出資の払戻し 役員の兼任	出資の払い 戻し (注)4	300,000	未 収 入 金	300,000
そ の 他 の 係 会 社 の 子 会 社	デジタル・アド バタイジング・ コンソーシアム 株式会社	—	役務の提供	広告サービスの 提供 (注)2	419,567	売 掛 金	607,275

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年～10年の一括返済としております。
2. 当社と関連を有しない会社との取引と同様に、取引規模等を総合的に勘案し交渉の上決定しております。
3. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年の一括返済としております。
4. 同社からの出資の払戻しであり、適切な水準を勘案して決定しております。

(2)役員

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 名 氏	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 取 引	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役 員	山田 翔	(被所有) 直接 5.23%	当 社 代 表 取 締 役	資金の返済 (注)1、2	399,900	長期貸付金	—
				利息の受取 (注)1	13,859	未 収 収 益	—
役 員	岡村 陽久	(被所有) 直接 20.85%	当 社 取 締 役	当社代表取 締役への貸 付金に関す る債務保証 の解消 (注)3	399,900	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年の一括返済としております。
2. 貸付金の担保として、同氏保有の当社株式に対して質権設定を行っていましたが、貸付金の返済に伴い質権設定を解除しております。
3. 当社代表取締役への貸付金に関して、債務保証を受けておりましたが、当社代表取締役の貸付金の返済に伴い、債務保証が解消されております。また、取引金額には当社代表取締役への貸付金債務保証解消金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1)1株当たり純資産額 297円75銭
- (2)1株当たり当期純損失 (△) △26円28銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～15年と見積り、割引率は0.426%～0.758%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	117,969千円
時の経過による調整額	499千円
資産除去債務の履行による減少額	△4,156千円
期末残高	<u>114,313千円</u>

(2) 減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産の概要

場所	用途	資産の種類	金額(千円)
東京都新宿区	共用資産	建物(附属設備)	327,205
		工具、器具及び備品	61,528
		その他(ソフトウェア)	13,670
		その他(車両運搬具)	21,830
		小計	424,234
	事業用資産	その他(ソフトウェア)	48,174
		建物(附属設備)	11,848
		工具、器具及び備品	4,454
		小計	64,477
合計			488,711

② 減損損失を認識するに至った経緯

当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

③ 資産のグルーピングの方法

当社は、事業単位を基準として資産のグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

株式会社アドウェイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寺田 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

株式会社アドウェイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寺田 裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドウェイズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査の計画等を定め、毎月定例監査役会及び必要に応じ臨時監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。当期は、取締役会、監査役会に対面で開催するとともにオンライン会議システムも活用して監査活動を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

株式会社アドウェイズ 監査役会

常勤監査役 永久保 智 宏 ㊟

監 査 役(社外監査役) 鶴 川 正 樹 ㊟

監 査 役(社外監査役) 角 田 智 美 ㊟

以 上